

議案第 95 号

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 4 日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年 12 月条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員配置に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。